附　則

第一条～第七条　［略］

［削る］

［削る］

第八条～第十二条　［略］

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　［略］

［削る］

2　［略］

附　則

第一条～第七条　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由に関する特例）

第七条の二　特定契約電気事業者（第十四条第一項第十一号の規定により太陽光発電設備に係る指定を受けている電気事業者を除く。）に対して、認定事業者（太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う特定契約の申込みについては、当分の間、第十四条第一項第八号イ及びチの規定は、適用しない。

2　特定契約電気事業者（第十四条第一項第十一号の規定により風力発電設備に係る指定を受けている電気事業者を除く。）に対して、認定事業者（風力発電設備であってその出力が二十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う特定契約の申込みについては、当分の間、第十四条第一項第八号イ及びチの規定は、適用しない。

第八条～第十二条　［略］

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　［略］

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この項において「平成二十八年改正省令」という。）の施行の際現に再生可能エネルギー電気が改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する特定契約（以下この項において「旧特定契約」という。）に基づき旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下この項において「旧電気事業者」という。）に供給されていた場合、又は平成二十八年改正省令の施行の際現に旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって旧特定契約の申込みについて旧電気事業者が承諾し、かつ、当該旧特定契約に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条において「電事法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び特定送配電事業者が承諾しているときにおいて、当該旧電気事業者が当該旧特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により法第二条第五項の特定契約とみなされるものに限る。）に基づき調達している再生可能エネルギー電気（令和三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。）の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限る。）についての第二十二条の規定の適用については、同条中「スポット市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額」とあるのは「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」と、「とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。」とあるのは「とする。」とする。

3　第一項又は前項の場合において、みなし電気事業者は、電事法等改正法附則第十八条第一項の規定による認可を受けたとき又は同法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第四項及び第七項の規定による届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第十七により経済産業大臣に届け出なければならない。

4　［略］